

森林環境譲与税はどんなことに使われるの？

令和6年度から国税として「森林環境税」を1人当たり年額1,000円、町が住民税と併せて徴収しています。

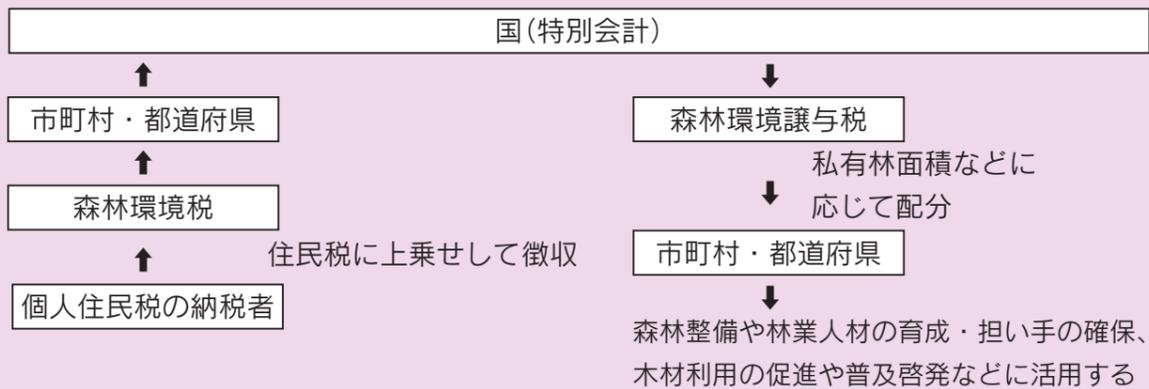
森林環境税は、国に一度集められ、「森林環境譲与税」として森林整備や林業人材の育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの財源として、国から町へ配分されています。

町では、「森林環境譲与税」を活用し、風倒木による停電を防止するため、主要町道沿線にある電柱・電線付近の木を伐採し、低木を植栽する「災害に強い森づくり事業」を実施しています。森林整備を行うことで、樹木の健全な育成を促し、災害リスクの軽減や地球温暖化の抑制が期待できます。

今後も「森林環境譲与税」を活用した町内の森林整備を順次行う予定です。



森林環境税の徴収と森林環境譲与税の配分イメージ



町の森林環境譲与税の
使途公表(町ホームページ)

お問合せ●産業経済課農業振興係 ☎ 76-5404

令和7年度 多古こども園入園申請書の配付

配付期間●11月5日(火)～12日(火) 午前8時30分～午後5時15分

配付場所●多古こども園1階 事務室

その他●申請・受付方法など詳細は、申請書と一緒に配付する資料をご覧ください。

●多古こども園以外の施設を希望される場合は、ご相談ください。

お問合せ●多古こども園 ☎ 76-6050



児童手当の申請はお済みですか？

令和6年12月支給分より、児童手当制度が拡充されます。

次に該当する方は手続きが必要ですので、お済みでない方は申請をお願いします。



- 所得超過により児童手当が支給されていなかった方
- 養育している子が、高校生年代のみである方
- 平成14年4月2日から平成18年4月1日に生まれた子を養育し、さらに第3子以降の子を養育している方

【金額は月額】

	令和6年9月分まで		令和6年10月分から	
0～2歳	15,000円		0～2歳	15,000円
3歳～小学生	10,000円	第3子以降 15,000円	3歳～小学生	10,000円
中学生	10,000円		中学生	10,000円
高校生	なし		高校生	10,000円
所得制限	あり		所得制限	なし

第3子以降 30,000円

学生証など必要書類に関しては町ホームページをご覧ください



詳しくはこちら

お問合せ●子育て支援課こども係 ☎ 76-5412



産後ケア事業

町では産後ケア事業として、出産後12カ月までの希望者に対して、育児相談や乳房ケアなどを実施しています。

※利用には、事前に申請書の提出が必要です。

通所型

実施機関●増田産婦人科、よしおか助産院

利用回数●7回以内 利用料●無料

相談内容の一例

*初めての育児で不安だけど、誰にも相談できない。

*赤ちゃんがどうして泣いているのか分からない。

*母乳で育てたいけど、どうしていいか分からない。

*母乳の飲ませ方が分からない。

*乳房トラブルがある。

この他にも、ちょっと聞いてみたいこと、誰かに話したいことなど、お気軽にご連絡ください。

お問合せ●子育て世代包括支援センター ☎ 76-3322

子どもの健診

会場●保健福祉センター

受付時間●個別にお知らせします

乳児健診

11月8日(金)

対象●令和6年6月～7月生まれの乳児と未実施者

1歳6カ月児健診

11月15日(金)

対象●令和5年3月～5月生まれの幼児と未実施者

お問合せ●保健福祉課健康づくり係 ☎ 76-3185